

花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度を4月から始めます

令和6年12月16日に「花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例」が制定されました。4月1日から制度をスタートします。

【問い合わせ】本館地域づくり課(☎41-3514)

なぜパートナーシップ制度を導入するの？

市は、令和6年3月に第3次花巻市男女共同参画基本計画を策定。「だれもお互いを尊重し、みんなが住みよいまち」を実現するため、性別に限らず多様性を認め合う視点を持った男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを進めています。

国は、令和5年6月に「性的指向(※1)及びジェンダーアイデンティティ(※2)の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を制定、施行しました。この法律の趣旨は、多様な性への理解を促進することですが、同性婚を認めるものではありません。

- ※1…恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向
- ※2…自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または程度にかかる意識
- ※3…ジェンダーアイデンティティが出生時に割り当てられた性別と異なる人または性的指向が異性に限らない人

法律に基づく婚姻ができない同性のカップルなどに対し、市などから提供するサービスについて可能な限り配偶者と同等の取り扱いをすることで、抱えている「生きづらさ」を少しでも軽減したいという考えから、パートナーシップ制度を導入したものです。これにより、だれもが個人として尊重される地域社会の実現に資することを期待しています。

制度の内容

■パートナーシップ制度

現行の婚姻制度を利用できない2人が、性別やジェンダーアイデンティティなどにかかわらず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済面、生活面および精神面などで相互に責任をもち、継続的に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、その関係性を市が認める制度です。本市では、性的少数者(※3)のカップルだけではなく、いわゆる事実婚のカップルも対象としています。

■ファミリーシップ制度

パートナーシップを宣誓する人

制度の利用方法

■制度を利用できる人

- 。宣誓要件は次のとおりです。互いを人生のパートナーとして、日常生活において経済面、生活面、精神面などで相互に責任をもち、継続的に協力し合うことを約束していること
- 。成人(18歳以上)であること
- 。少なくとも一方が市内に住所がある、または宣誓した日から3カ月以内に市内へ転入予定であること
- 。配偶者がいないこと
- 。他の人とパートナーシップの関係にないこと
- 。民法で定められている近親者でないこと
- 。ファミリーシップの宣誓を希望する場合は、対象とする子や親の同意があること

■手続きの流れ

- ①要件の確認・書類の準備
- ②地域づくり課に宣誓日を予約、必要書類の提出
- ③予約日に市役所で2人そろって宣誓書に署名
- ④市から受領証などの交付

▼受領証とともに、2つ折りの受領証カードを交付します



■利用できる主なサービス

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行うことで、利用できるサービスがあります。

市の行政サービスの一例として▼市営住宅への入居▼世帯が同一の場合に住民票の統括を「縁故者」に変更できるーなどがあります。

また、県営住宅への入居などの県のサービスも利用できるほか、携帯電話会社の家族割引の適用など、受領証等の提示により利用できる民間のサービスもあります。

■自治体間連携を行います

宣誓を行った方が市外に転出する場合や、他自治体で宣誓を行った方が市内に転入する場合の手続きの負担を軽減するため、県内のパートナーシップ制度導入済自治体と連携予定です。

【連携予定自治体】盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、矢巾町、紫波町

制度や宣誓の手続きについて、詳しくは市ホームページをご覧ください



多様な性への理解促進のためのセミナー

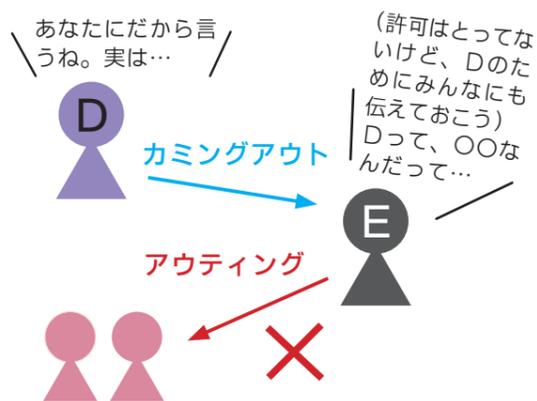
パートナーシップ制度について共に考えるセミナーを開催します。

- 日時 2月8日(土)、午後1時～3時
- 会場 まなび学園またはオンライン
- 内容 講演「パートナーシップ制度について知ろう～お互いを尊重し合えるまちをつくるために～」(講師は弘前大学男女共同参画推進室の山下梓助教)
- 定員 会場30人、オンライン20人(いずれも先着順)
- 受講料 無料
- 申込期限 2月5日(水)
- ※無料託児を希望する人は1月31日(金)まで
- 申し込み方法 申し込みフォームまたは電話、ファクス、メール
- ※ファクス、メールの場合は①氏名②電話番号③受講方法(会場またはオンライン)④会場受講の場合は無料託児希望の有無(対象は1歳以上の未就学児)⑤オンライン受講の場合はメールアドレスを明記
- 問い合わせ・申し込み 本館地域づくり課(☎41-3514 ☎22-6995 ✉kyodo-danjo@city.hanamaki.iwate.jp)

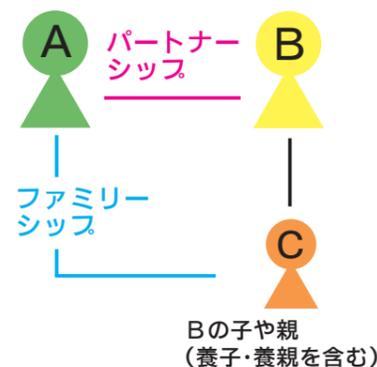
カミングアウトとアウトティング

公にしていなかった性的指向やジェンダーアイデンティティ、戸籍上の性別などを本人が他者に伝えることを「カミングアウト」といいます。カミングアウトされた内容を、本人の同意なく第三者に伝えることを「アウトティング」といいます。

パートナーシップ制度を利用したとしても、2人の関係性が広まることを望んでいるとは限りません。時には、命に関わる重大な人権侵害となります。アウトティングは絶対にしてはいけません。



の子・親について、家族として協力し合う関係であることを宣誓し、市がそれを認める制度です。



パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力(相続、税の控除など)が生じるものではありませんが、だれもが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう、市が応援するものです。市では、パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度について、市民の皆さんや関係機関などに向けた周知活動を継続して行っていきます。